

都幾川村・玉川村合併協議会

第 4 回会議資料

平成 1 6 年 1 2 月 2 1 日（火曜日） 午後 2 時

都幾川村中央公民館 3 階

第4回都幾川村・玉川村合併協議会次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

協議第60号 協定項目2 合併の期日について(その2)

協議第61号 協定項目7 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第62号 協定項目8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第63号 第5回及び第6回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日について

(2) 継続協議事項

協議第59号 新町建設計画案について

4 その他

5 閉 会

協議第 6 0 号

協定項目 2 合併の期日について（その 2）

合併の期日について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 2 月 2 1 日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男

合併の期日は、平成 1 8 年 2 月 1 日とする。

協議第 6 1 号

協定項目 7 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 新町の議会の議員の定数については、16人とする。
- 2 議会の議員の任期については、合併の日の前日までとし、市町村の合併の特例に関する法律第7条に規定する在任特例は適用しない。
- 3 新町の議会の議員の報酬額については、合併時に再編する。

平成16年12月21日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男

協定項目 No.7 議会の議員の定数及び任期の取扱い

1 / 1

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等
1 定数	条例定数 14 人 法定上限数 18 人	条例定数 12 人 法定上限数 18 人	1 新町の議会の議員の定数については、16人とする。
2 任期	平成 19 年 10 月 18 日まで	平成 19 年 4 月 30 日まで	2 議会の議員の任期については、合併の日の前日までとし、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条に規定する在任特例は適用しない。
3 報酬（月額）	議長 286,000 円 副議長 222,000 円 常任委員長 208,000 円 議運営委員長 208,000 円 議員 201,000 円	議長 282,000 円 副議長 210,000 円 常任委員長 197,000 円 議運営委員長 197,000 円 議員 192,000 円	3 新町の議会の議員の報酬額については、合併時に再編する。

協議第 6 2 号

協定項目 8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 新町に一つの農業委員会を置く。
- 2 農業委員会の選挙による委員であった者については、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 6 か月間引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 3 在任期間の報酬額については、都幾川村の例により、合併時に統合する。
- 4 在任特例適用後の新町の農業委員会の選挙による委員の定数については、13 人とし、選挙区は設けないこととする。

平成 16 年 12 月 21 日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男

協定項目 No.8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

1 / 2

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等
1 農業委員会の設置			1 新町に一つの農業委員会を置く。
2 任期・定数	【委員定数】 14人 選挙委員 9人 選任委員 5人 選任委員内訳 議会推薦 3人 農協推薦 1人 共済推薦 1人 【任期】 平成18年10月31日まで 【区域面積】 4,139ha 【農地面積】 298ha 【基準農業者数】 678人 【農家戸数】 678人 【農業生産法人数】 0人	【委員定数】 14人 選挙委員 10人 選任委員 4人 選任委員内訳 議会推薦 2人 農協推薦 1人 共済推薦 1人 【任期】 平成17年7月19日まで 【区域面積】 1,438ha 【農地面積】 248ha 【基準農業者数】 386人 【農家戸数】 386人 【農業生産法人数】 0人	2 農業委員会の選挙による委員であった者については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後6か月間引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等
3 報酬（年額）	会長 238,000 円 会長代理 198,000 円 委員 187,000 円	会長 235,000 円 会長代理 195,000 円 委員 183,000 円	3 在任期間の報酬額については、都幾川村の例により、合併時に統合する。
4 在任特例適用後の定数			4 在任特例適用後の新町の農業委員会の選挙による委員の定数については、13人とし、選挙区は設けないこととする。

協議第 6 3 号

第 5 回及び第 6 回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日について

第 5 回及び第 6 回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日について、次のとおり提案する。

協議会開催日 **変更がありますので、下記をご覧ください。**

第 5 回 平成 1 7 年 1 月 1 2 日（水）

第 6 回 平成 1 7 年 1 月 2 6 日（水）

平成 1 6 年 1 2 月 2 1 日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男

第 5 回合併協議会については、都合により平成 1 7 年 1 月 2 6 日（水）に玉川村で開催することになりました。なお、第 6 回合併協議会の日程については未定です。

協議第59号

新町建設計画案について

新町建設計画案について、別紙のとおり提案する。

平成16年12月21日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会 長 関 口 定 男